

ネットとうほく 2025 (検) 第1号-1
2025年(令和7年)5月29日

〒151-0063
東京都渋谷区富ヶ丘1丁目37番5号
株式会社白寿生科学研究所 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木703号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL: <https://www.shiminnet-tohoku.com>
Mail: shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp

申入書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。2017年(平成29年)4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体に対し、貴社が開催する電位治療器の無料体験会に参加した方から、貴社の従業員が、電位治療器の効果について、「骨密度が高くなる」「糖尿病に効果がある」といった勧誘を行っているが問題ではないか、との情報が寄せられました。

これを受け、当団体において、国民生活センターに対し、貴社の相談事例の有無及び内容に関して照会を行いましたところ、貴社の従業員から下記のような勧誘を受けたとの相談が寄せられていることが確認できました。

記

- ・癌が消えた
- ・緑内障が治った
- ・血液がさらさらになる

当団体に寄せられた情報及び国民生活センターからの回答にあるような勧誘は、貴社の販売する電位治療器の効果として認められている「頭痛」「肩こり」「不眠症」及び「慢性便秘」の緩解という範囲を逸脱するものであり、不実告知(消費者契約法4条1項)及び優良誤認表示(景品表示法5条1号)に該当するものと思料されます。

つきましては、今後はこのような勧誘を行わないよう申入れをいたします。本書面に対する貴社の見解につき、本書面送達後2ヶ月以内に当団体へお知らせください。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

以 上

消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて

当団体の事業者に対する「申入れ」等の活動は以下のような方針に従って行っています。

1 各手続の趣旨・手続概要について

(1) 照会手続（送付文書名：照会書）

- ア 「照会」とは、事業者に対して、（ア）営業活動に関連する資料の開示を求めたり、（イ）違法・不当の疑問がある場合に質問を行ったり、改善の提案として問題点の指摘を行う手続です。
- イ 回答や資料提供を頂き、当団体が相当と判断できる改善がなされた（あるいは既になされていたことが確認された）場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります）。
- ウ 回答や資料提供がされなかったり、回答等はあるが、問題点があり、当団体が「申入れ」ないし「要請」をすべきと判断した場合には、これら手続に移行します。

(2) 申入れ手続（送付文書名：申入書）

- ア 「申入れ」とは、約款・勧誘行為・広告等が違法であり、適格消費者団体である当団体が法律に基づく差止請求権（※）を行使しうる場合に改善を求める手続です。
- イ 「申入れ」に対して、当団体が相当と判断することのできる改善がなされた場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります。）。
- ウ 相当と判断できる改善がなされなかった場合、検討の上、訴訟相当と判断した場合には、消費者契約法4.1条に基づき催告の上、差止請求訴訟を提起します。

(3) 要請手続（送付文書名：要請書）

- ア （ア）法律に基づく差止請求権¹はないが、違法ないし消費者の権利擁護の観点から著しく不当である場合、（イ）照会に対し、回答や資料の開示がない場合、改善又は開示・回答を求める手続です。
- イ 「要請」に対して、当団体が相当と判断することのできる改善がなされた場合、手続は終了します（その場合、合意書の締結をお願いすることがあります。）。

(4) 差止請求訴訟手続

裁判所に訴訟提起し、約款・勧誘行為・広告等の使用停止等を求める手続です

2 公表ルール

(1) 照会手続における公表について

- ア 照会手続中は、「照会」を行っている事実含め非公表とします。
- イ 照会手続終了後は、原則として事業者名を除いた概要を公表します。
- ウ 他の手続に移行した場合、照会手続時の活動を公表する場合があります。

(2) 申入れ手続における公表・要請手続における公表について

原則すべてのやりとり・資料が公開・公表となります（但し、非公開を条件に提供された営業秘密等、当団体が公開不相当と判断したものを除きます。）。

(3) 差止請求訴訟手続における公表について

訴訟の内容等当団体が必要と判断した事項は全て公開・公表します。

※¹消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引法、食品表示法に基づき適格消費者団体が有する差止請求権

ネットとうほく活動方針と公表ルール フローチャート

平成30年1月18日改訂

